

## 第8回 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

### 議事概要

日 時：令和4年12月14日（水）14:00～15:07

場 所：虎ノ門37森ビル 12階会議室 ※オンライン併用

有識者：【会議室出席】

両宮孝子座長、高山昌茂座長代理、菅野文美委員、溜箭将之委員、  
長谷川知子委員、濱口博史委員、松元暢子委員、黒田かをりオブザーバー、  
松前江里子専門委員

【オンライン出席】

酒井香世子委員、永沢裕美子委員

内閣府：後藤茂之大臣、田和宏事務次官、井上裕之内閣府審議官、  
北川修公益法人行政担当室長

#### 【議事】

中間報告の取りまとめについて

#### 【概要】

冒頭、後藤茂之大臣から、挨拶において、

- ・これまでの会議での委員による精力的な議論への感謝
- ・平成18年の公益法人制度改革に携わられた御経験
- ・新しい資本主義実現のための今回の公益法人制度改革の意義

が述べられた。

次に、事務局から中間報告（案）（非公表）について説明を行った。委員からの意見は以下のとおり。

- ・法人の外からのチェック機能について、会社法では配当を受ける株主が想定されるが、公益法人の場合、お金の利害がある者がいない。税制優遇を受ける公益法人は、税金を扱っているものとして、行政庁による最低限の監督は必要。
- ・外部からの視点の導入について、外部理事を想定している場合、適切な人材がいるかという問題がある。
- ・行政による事後チェックについて、網羅的にチェックしていないと問題がある場合の端緒をとらえることも難しい。行政庁による最低限の監督は残す必要。
- ・収支相償に関して、収支差額が一時的には生ずるとしても問題としない旨を明記したほうが、今回の改革の効果がわかりやすい。

- ・ 今後、改革の内容を具体化していく際は、有識者会議やステークホルダーの意見も聞くこと。
- ・ 既存の公益法人だけでなく、公益活動の担い手が増えることが重要。
- ・ 公益目的事業を無償・低廉に限らず、社会的課題の解決に取り組む事業に投資してリターンを得ることを公益目的事業として認めることを検討いただきたい。
- ・ 公益法人の財産の一部を運用する意識を醸成していく必要。
- ・ 公益法人の投資を官がどうするかを決めるには早いと思う。公益法人が自らよく考えるべきこと。
- ・ 米国では非営利法人が資産運用をして、寄附や助成、活動を行っている。官が公益法人の投資のブレーキをかけるべきではない。
- ・ 投資を、公益目的事業で行うのか、財務活動の一環として行うのかは分けて考えるべき。

等